

資料 1

令和 6 年度第 1 回高知県
国民健康保険運営協議会

令和 6 年 8 月 16 日（金）

第2期高知県国民健康保険運営方針 の取組結果について

令和 6 年 8 月 16 日
高知県 健康政策部
国民健康保険課

第2期高知県国民健康保険運営方針（概要）

第2期高知県国民健康保険運営方針の概要（R2.12.25策定）

第1章 高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項

I 基本的な事項

- 目的：県と市町村、国保連合会が緊密に連携し、保険者としての事務を、三者が共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進することにより、国保制度が、将来にわたり安定的に運営されるよう県内における統一的運営方針を定める

- 根拠：国保法第82条の2
- 対象期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日



新 II 県における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方

基本認識

- 国民皆保険を支える最後の砦であり、国保財政を支えることが、国民皆保険を死守する上で最大の課題となる
- 県内国保の持続可能性を高めつつ、国保制度の構造的課題の解決を国に対して、働きかけていくことも必要となる
- 一人当たりの医療費の増加に歯止めがかからないため、被保険者が負担する保険料は上がって行かざるを得ない見通し
- 高額医療の発生等により、小規模な被保険者で保険料が急激に上昇するリスクや、保険料の市町村格差の拡大を抑制する必要性がある

方向性

県内国保の
持続可能性の確保

被保険者間の
公平性の確保

<運営方針に新たに盛り込む内容>

NEW

- 「県内国保の持続可能性」と「被保険者間の公平性」を確保することを目的とし、今後、関係者で将来的に県内国保の保険料水準を統一することを目指した議論を行い、令和5年6月までに県内国保の保険料水準のあり方についての結論を得る
- ※議論にあたっては、健康づくりや医療費適正化の取組を引き続き、全市町村で行うことや、市町村の取組へのインセンティブを損なわないように配慮する必要がある

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 医療費の将来見通しは、医療の高度化や高齢化により、一人当たりの医療費の増加に歯止めがかからない状況となっている
- 2025（令和5年）までに団塊の世代を中心とした多くの被保険者が後期高齢に大量移行することに伴い、今後、県内国保の財政運営に大きな影響が予想される
- 国保が解消すべき赤字は「決算補填等目的の法定外繰入額」と「繰上充用金の増加額（決算補填等目的のものに限る）」の合算額と位置づけ、当該市町村ごとに赤字解消計画を定めた上で、目標年次を設定し、解消を目指す
- 累積赤字（過去の繰上充用金）は、引き続き各市町村の実情に応じ、可能な限り解消を目指す
- 県国保財政安定化基金を活用し、財源不足時に県・市町村に貸付・交付を行う

第3章 市町村における保険料の標準的な算定方法

- 第2期運営方針期間中は基本的にこれまでの算定方法を継続
- ・保険料の算定方式は3方式（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）
- ・均等割と平等割の割合は70：30
- ・応能応益割合は引き続き、所得係数 β （全国平均の1人当たり所得に対する県平均の1人当たり所得の割合）を用いて算定
- Point 医療費指数反映係数 α は第2期運営方針期間中は $\alpha=1$ （市町村の医療費水準を全て国保事業費納付金の算定に反映）とし、今後引き下げの方向で検討
- Point 納付金の仕組みの導入に伴う激変緩和措置は廃止とし、経過措置（3年間）を設け、段階的な縮減を行う。
- ※標準保険料率については、市町村ごとのあるべき保険料率とその理由をより把握しやすい形で提示



第4章 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- 収納率が低く、収納不足が生じている市町村は、収納率の要因分析を実施
- 目標収納率の設定
- 口座振替や特別徴収の拡大、租税債権管理機構の活用
- 収納担当職員等向け研修会の実施

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

- 療養費の支給の適正化
- レセプト点検の充実強化
- 第三者求償事務の取組強化



第6章 医療費の適正化の取組

- 第3期高知県医療費適正化計画に定める取組と整合性を図り、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上、生活習慣病等の重症化予防の推進、糖尿病性腎症透析予防強化プログラムの実施、後発医薬品の使用促進、重複・頻回受診者への指導、医薬品の適正使用の推進等の取組を推進



第7章 市町村が行う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 共同実施事業、保険料（税）減免基準の統一、申請書等の様式の統一、研修会等の実施、市町村事務処理標準システムの導入支援、マイナンバーカードの取得促進

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- KDBシステム等情報基盤の活用、地域包括ケアシステムの構築の推進、県が策定する保健・医療・介護等の各種計画との連携

第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

- 県・市町村国保事業運営検討協議会における意見交換等



第2期高知県国民健康保険運営方針の取組結果（概要）

第1章 高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項

将来的に県内国保の保険料水準を統一することを目指した議論

- 市町村個別訪問を行い将来的な保険料水準の統一について、全市町村で異論が無いことを確認。
- 運営検討協議会や幹事会、作業部会等を開催し県・市町村・国保連合会で議論。
- 保険料水準統一に向けて必要となる知識を習得するための市町村職員向け研修会を実施。

【県内国保の保険料水準の統一に向けた知事・市町村長会議】

- 令和4年8月22日に知事と県内市町村長で会議を開催。
- 令和12年度に県内国保の保険料水準の統一を行うこと等について会議で諮り、**全会一致で合意確認**。

令和5年6月に**保険料水準のあり方についてとりまとめを行った。**

方向性

県内国保の
持続可能性の確保

被保険者間の
公平性の確保

次期運営方針への反映

左記の知事・市町村長会議での合意確認や、保険料水準のあり方のとりまとめを踏まえて、次期運営方針では具体的な目標年度等を定めた。

【第3期高知県国民健康保険運営方針】 （令和5年12月策定）

【目標年度】

令和12年度

【保険料水準統一の定義】

県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 令和5年度末時点において、8市町村で赤字解消計画を策定。うち3市町村は、令和5年度決算で赤字を解消する計画。
- 県は、事務打合せ等において、赤字削減・解消について進捗状況等を確認しながら、指導・助言を実施。
- 市町村において、令和12年度の保険料水準の統一に向けた保険料（税）の改定や、令和8年度までの赤字削減・解消等について盛り込んだ「保険料方針」を策定。
- 県国保財政安定化基金については令和3年度から令和5年度での貸付・交付実績は無し。

第3章 市町村における保険料の標準的な算定方法

- 第2期運営方針期間中は基本的に第1期運営方針期間中の算定方法を継続。
- 年度間で被保険者の急激な負担の変化が起きないように県の国保財政調整基金を活用し、納付金水準の平準化を図った。

（単位：円）

	R3	R4	R5
納付金総額	22,738,115,721	21,954,801,525	20,438,871,058
一人当たり納付金額	140,556	140,567	137,445

第4章 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- 市町村規模に応じて目標収納率を設定。
- R4年度収納実績では、22市町村が目標収納率を達成。
- 令和5年2月、令和6年2月には、県全体の収納率向上を目的とした研修会を実施し、外部講師による収納対策の紹介等を実施。

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

- 毎年度、レセプト点検員を対象とした研修会を開催し、レセプト点検の充実強化の支援を実施。
- 第三者求償事務について、各市町村で数値目標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を行った。

第6章 医療費の適正化の取組

- 特定健診及び特定保健指導の実施率の向上、生活習慣病等の重症化予防の推進、糖尿病性腎症透析予防強化プログラムの実施、後発医薬品の使用促進、重複・頻回受診者への指導、医薬品の適正使用の推進等の取組を実施。
（R4特定健診受診率：高知県36.6%、全国37.5%）
（R3特定健診受診率：高知県35.6%、全国36.4%）

第7章 市町村が行う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 高齢受給者証と被保険者証の一体化を全市町村で実施。
- 葬祭費については、令和12年度までに全市町村で同額とする予定。

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 第3期市町村国保データヘルス計画策定にあたり、委託事業によりKDBを活用した市町村毎の健康課題の抽出を実施。
- 市町村に地域包括ケアへの国保部局の参画を要請。

第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

- 「高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会」（幹事会・作業部会を含む）を継続的に開催し、保険料水準の統一に向けた協議を実施。

第2期運営方針の取組結果(第1章から第4章)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
1	第1章 高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項		
3	保険料水準を統一することを目指した議論	・「県内国保の持続可能性」と「被保険者間の公平性」を確保することを目的とし、今後、関係者で将来的に県内国保の保険料水準を統一することを目指した議論を行っていくこととする。	・市町村訪問や運営検討協議会、幹事会、作業部会等を通じて市町村や国保連合会と議論を行うとともに、市町村職員向けの研修会を実施するなど、保険料水準統一を目指した取組を進めてきた。 ・そうした議論や取組を重ねたことで、令和4年8月22日に知事と県内全市町村長とで保険料水準の統一を目指すことについての合意確認に至った。また、それまでの議論の内容や先述の合意確認を踏まえて、令和5年6月に「県内国保の保険料水準のあり方」をとりまとめた。 ・そして、令和5年12月に策定した第3期高知県国民健康保険運営方針に、保険料水準統一の定義を「県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」としたうえで、令和12年度の統一を目指すことを盛り込んだ。
4	第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し		
17	赤字市町村における赤字解消計画の策定	・解消・削減しなければならない赤字を有する市町村は、医療費水準、保険料(税)率の設定、収納率等、赤字となった要因分析を行うとともに、必要な対策について整理し、その取組内容や目標年次等を設定した赤字解消計画を策定することとする。	・令和5年度末時点で、8市町村で赤字解消計画を策定。 平成29年度策定分:5市町村(うち、3市町村は令和5年度決算で赤字を解消する計画) 令和2年度策定分 :2町村 令和5年度策定分 :1市 ・令和12年度の保険料水準の統一に向けた計画的・段階的な保険料(税)の改定や、市町村の実情に応じた令和8年度までの赤字削減・解消について盛り込まれた保険料方針を各市町村で策定。
19	第3章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項		
21	国保事業費納付金の算定方法	・標準的な算定方法に関する事項。 ・第2期運営方針期間中の国保事業費納付金等の算定方法。	・市町村と協議を行いながら、定められた算定方法に基づき令和3年度から令和5年度の国保事業費納付金等の算定を行った。 ・年度間の急激な負担の変化が起きないように国保財政調整基金を活用して、納付金の平準化を図った。
28	第4章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項		
32	収納対策の取組	・収納対策が必要な市町村は、低収納率の分析を行い、口座振替や特別徴収の利用拡大、租税債権管理機構の活用など収納率向上の取組を行うものとする。 ・県においても、収納担当職員等向けに研修会を実施するなど、市町村の収納対策への支援を行う。	・令和4年度:95.92%(現年) ・目標収納率達成市町村:22市町村(全34市町村中) ・市町村との事務打合せにおいて、収納対策を聞き取り、収納率向上に向けた助言を行った。 ・収納率向上の取組として、新たに国保担当となった市町村職員に向けた研修会を毎年開催。 ・令和5年2月13日と令和6年2月19日に市町村の国保主管課長及び収納担当課長を対象に、県全体の収納率向上を目的とした研修会を開き、各市町村での収納対策の情報提供や、租税債権管理機構から講師を招き、収納率向上のために全市町村で取り組むべき収納対策等の紹介を行った。

第2期運営方針の取組結果(第5章①)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
33	第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項		
36	県等による保険給付の点検、事後調整		
36	レセプト点検の充実強化		
36	国保連合会での二次点検の実施の拡充	・国保連合会は、市町村からの委託によるレセプト点検の充実を図る。	・国保連合会において、レセプト点検共同事業の拡大を図り、令和5年4月現在26保険者の参加となった。(令和3年4月:22保険者)
36	レセプト点検システムの導入	・国保連合会は、縦覧・横欄点検が可能なレセプト点検専用システムの導入による点検強化を図り、市町村のレセプト点検を支援する。	・国保連合会が導入したレセプト点検専用システムを活用し、市町村のレセプト点検を支援した。
36	県等によるレセプト点検の充実強化等への支援	・県及び国保連合会は、市町村の事務職員やレセプト点検員向けの研修会の開催及びアドバイザーの派遣を行い、レセプト点検の充実強化を支援する。	・国保連合会と共同で、レセプト点検員を対象とした研修会を毎年開催し、レセプト点検の充実強化に向けた支援を行った。 ・各支部研修会に県から国保医療給付専門指導員を派遣し、事例検討等を行った。 ・令和4年7月に国保連合会との共催で診療報酬改定研修会を開催した。
36	各種情報の活用によるレセプト点検の充実強化	・国保連合会は、市町村から受託し作成している医療保険と介護保険の突合情報を活用し、今後もレセプト点検の推進を図る。	・国保連合会において、全市町村から受託して作成している医療保険と介護保険の突合状況を活用してレセプト確認、電話照会、過誤調整等を行った。また、県においても、研修会や集団指導、事務打合わせを通じて、突合情報の活用について各市町村に働きかけた。

第2期運営方針の取組結果(第5章②)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
36	県、市町村、国保連合会での情報共有と広域的なレセプト点検	・県、市町村、国保連合会は、レセプト点検の充実強化を図るため、保険医療機関等の診療報酬の過誤内容などについて情報共有を進める。 ・県は国保総合システムを活用し、市町村のレセプト点検結果等の情報を基に広域的な点検を行うなど診療報酬等の請求の適正化に努める。	・各支部で提起されたレセプト点検結果の課題について、県が研修会を開催し助言を行った。 ・市町村間の異動があった被保険者に係るレセプトについて、県が点検を行った。 ・市町村等の再審査結果に基づき、県により広域的見地による給付点検を行った。
37	不正利得の徴収	・県は、保険医療機関への個別指導等により判明した不正利得や不当利得の回収等については、各保険者別に返還金額を把握し、各保険医療機関等からの返還同意書を取得するなど、市町村の事務負担の軽減に努める。 ・広域的・専門的な対応が必要な不正請求の事案が発覚した場合は、不正利得の回収に係る事務処理規約及び事務処理方針に基づき、市町村の委託を受けて県が一括して対応することにより、効率的な返還金の徴収を図る。	・個別指導等により判明した不当利得等の回収について、返還同意書の取得から過誤調整依頼まで県で行っている。 ・個別指導等により判明した不当利得 令和4年度 26件 令和5年度 46件 ・市町村と協議を行い、「高知県市町村保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務処理規約」及び「事務処理方針」を平成30年度に策定済。 ・事案発生時には、業務内容を整理し、市町村へ周知している。
37	療養費の支給の適正化	・県は、療養費支給申請の審査に係る研修会を開催することにより市町村の療養費審査の適正化を支援する。	・療養費に関する研修会を隔年開催(令和3年8月、令和5年8月実施)し、研修時に、県で作成したあはき審査マニュアルを配布した。
37	交通事故等第三者行為による保険給付費の第三者求償事務の取組強化		
37	数値目標の設定とPDCA	・市町村は、第三者求償事務を効率的・効果的に行うための数値目標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を行う。	・各市町村において、保険者における傷病届出受理日までの平均日数など、4つの評価指標について数値目標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を行った。
37	損害保険関係団体との覚書に基づく取組	・市町村は、平成28年度に締結した損害保険団体との覚書に基づく取組を実施することにより、第三者行為による傷病届の確実な提出及び提出までの期間短縮を図る。	・損保団体からの提出数: 令和4年度84件(令和3年度95件) ・傷病届の提出までの期間: 令和4年度実績 82.1日/件(令和3年度86.5日/件) (事業実施状況報告による)

第2期運営方針の取組結果(第5章③)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
37	第三者行為による傷病届に関する啓発強化	・市町村は、広報誌やホームページ、医療費通知等に第三者行為に伴う傷病届の提出義務の啓発文を掲載することなどにより、被保険者への周知を図る。	・各市町村において、機関誌や医療費通知等により周知を図った。
37	第三者求償事務アドバイザーの活用	・国保連合会や市町村は、第三者求償事務の課題に対応するために、国が委嘱している第三者求償アドバイザーの活用を進める。 ・市町村は、傷病届の様式(覚書様式)と第三者行為の有無の記載欄を設けた療養費等の各種申請様式をホームページで取得できるようにするなど被保険者が傷病届を提出しやすい環境を整える。	・令和4年8月に国保連合会との共催で、第三者求償アドバイザーを招いて研修会を開催した。 ・連合会への問い合わせにより、アドバイザーを活用する前に問題が解消されるケースがある。 ・各種申請様式等のホームページ掲載市町村数:27市町村
38	県及び国保連合会の取組	・県は、各市町村における第三者求償事務の取り扱いに関する数値目標やPDCAの状況などを把握し、求償事務の改善が図られるよう必要な助言や情報提供などを行う。 ・国保連合会は、県と協力し研修会を開催するとともに専門的知識を有する職員の育成に努め、市町村職員からの電話等での相談対応等も行い、市町村職員の求償事務に関する知識の向上に取り組む。また、全ての市町村から委託を受けていることから、今後とも求償事務の専門性を高め、求償事務の取組の強化を図る。	・事業実施状況報告によりPDCAの状況を把握するとともに、次年度の目標設定について助言を行った。 ・令和4年8月に国保連合会との共催で事務担当者研修会を開催し、目標設定に対する助言や他保険者との比較によるフィードバック等を行った。 ・国保連合会は市町村職員からの相談に対して専門性を持って対応した。
38	高額療養費の取扱い		
38	多数回該当の取扱い	・平成30年度以降、県も国保の保険者となったことに伴い、県内の市町村間で住所異動があっても、世帯の継続性が保たれている場合は、平成30年4月以降の療養において発生した、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することとなった。この際の「世帯の継続性に係る判定」及び「高額療養費の計算方法」については、厚生労働省通知「新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて」に基づき、引き続き行うこととする。	・「世帯の継続性に係る判定」及び「高額療養費の計算方法」について、「新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて」(平成30年3月19日保国発0319第1号国民健康保険課長通知)に基づき実施した。
38	高額療養費の申請勧奨	・被保険者が高額療養費の申請を適切に行えるよう、引き続き全市町村が被保険者に対して文書による申請勧奨を実施する。	・全市町村で申請勧奨を実施している。(市町村によって申請勧奨の対象となる金額が異なるため、支給金額が低額の場合は、郵送料等との費用対効果を考慮して申請勧奨しないケースがある。)

第2期運営方針の取組結果(第6章①)

運営方針ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
39	第6章 医療費の適正化の取組に関する事項		
46	壮年期の死亡率の改善に向けた取組		
46	個人へのインセンティブの提供及び分かりやすい情報提供	・市町村は、県が実施している高知家健康パスポート事業を活用するなど市町村独自の予防・健康づくり事業に取り組む。 ・市町村は、「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドラインについて(平成28年5月18日付け保発0518第1号)」に基づき、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか効果検証を実施する。 ・市町村は、ガイドラインに基づき、加入者の健康状態を分かりやすく伝えるため、健診結果等のグラフ化や検査値と疾病リスクの関係の説明など、個人への分かりやすい情報提供を実施する。	・高知家健康パスポートは、県内市町村の健康づくり事業のプラットフォームとして構築されており、全市町村において、健診や健康づくりイベントの実施などに活用されている。 ・令和5年度から高知家健康パスポートのアプリ内に市町村版ページを設けており、市町村ごとの活用が始まっている。 ・同アプリのダウンロード件数は、令和6年3月末時点で53,419件となっている。 ・市町村との事務打合せの機会等を活用して、個人へのインセンティブの提供状況や、健診結果の情報提供方法などを確認した。
46	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上	・県及び市町村は、被保険者への受診勧奨の一層の実施やがん検診とのセット化など特定健診実施率及び特定保健指導実施率の向上対策を協力して実施する。 ・県は、マスメディアを活用した特定健診の受診の呼びかけや、受診率の低い年齢層をターゲットにした啓発を行うとともに、特定保健指導体制の強化に向けた市町村の取組を支援する。	・特定健診について、市町村国保の実施率は全国平均を下回っているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて受診率が下がっていた令和2年度から回復し上昇傾向。(令和2市町村国保:高知県35.2% 全国:33.7%、令和3市町村国保:高知県35.6% 全国:36.4%、令和4市町村国保:高知県36.6% 全国:37.5%) ・特定保健指導の実施率は上昇傾向で、全国平均を上回っている。(令和4市町村国保:高知県34.6%、全国:28.8%) ・県から市町村に特定健診の受診勧奨の実施やがん検診とのセット化などの実施を積極的に呼びかけた。 ・県は、特定健診受診対象世代及び特定健診受診前世代(39歳)に向けて、テレビ・ラジオCM、新聞広告等のマスメディアを活用した特定健診受診勧奨や、受診率の低い40歳代前半、節目となる50歳及び60歳をターゲットにした特定健診受診勧奨を実施した。 ・特定保健指導体制の強化に向け、市町村保健師等を対象に、特定保健指導資質向上研修会を開催した。
46	血管病の重症化予防対策	・県は、「高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく市町村の取組の支援のため、市町村保健師等への研修を実施するとともに、糖尿病看護の専門家等を糖尿病アドバイザーとして市町村に派遣する。 ・透析導入が数年後に予測される患者に対し、医療機関と市町村が連携して強力に保健指導を行うことで、透析導入時期の遅延を目指す糖尿病性腎症透析予防強化プログラムを令和2年度に作成し、モデル地域で実施する。 ・市町村は「高知県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考に、地域の実情に応じた事業計画を策定し、事業内容を評価しながらかかりつけ医等と連携して血管病の重症化予防に取り組む。	・市町村に糖尿病アドバイザーを派遣し(13～18件/年)、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組支援を行った。 ・各福祉保健所単位で医療機関や市町村等を対象とした研修会を開催。 ・令和2年度～令和5年度まで、モデル地域において、医療機関と市町村が強力に連携し介入を行う糖尿病性腎症透析予防強化プログラムを実施。その結果、プログラムに基づく介入により、透析導入時期を約5年遅らせる可能性があることが示唆された。 ・各市町村が糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる取組を行った結果、令和4年度(健診受診者)について、未治療ハイリスク者の43.6%、治療中断者の76.4%が医療機関への受診につながった。治療中ハイリスク者については、医療機関からの返信割合が16.6%、そのうちプログラムを利用する者が53.3%と、医療機関の糖尿病性腎症重症化予防対策に対する協力促進が必要となっている。

第2期運営方針の取組結果(第6章②)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
46	がん検診の受診率向上対策	県は、県民に対してテレビCMをはじめマスメディアを活用したがん検診の啓発や、市町村の取組に対する支援を行い、市町村は、検診対象者にがん検診の重要性の周知や受診の勧奨を行うとともに、特定健診のセッ化など利便性を考慮した検診体制の構築を進め、受診率の向上を図る。	TVCM、ラジオ、SNS等を活用した広報啓発や検診受診促進キャンペーン、市町村がん検診の取り組みに対して支援を行った。また、市町村は検診対象者に対して重要性の周知や受診勧奨を強化した。その結果、受診率は上昇しているが、胃・大腸・子宮頸がん検診は目標の50%に達していない。また、事業所検診の受診率は全てのがん種で高い水準にあるが、精密検査受診率は低い。
47	歯周疾患(病)検診の実施	県は、広域検診の体制維持に対する支援を行い、市町村は、歯周疾患(病)検診を毎年度実施できるよう努めるとともに、検診対象者に受診の勧奨を行い、受診率の向上を図る。	- 歯科医師会と市町村の集合契約により成人歯科健診の体制を構築し、令和3年度からは全市町村で成人歯科健診を実施。(令和3～令和5年度受診者数:5,725(集合契約市町村分)) - 歯周病に関する内容について鼎談を行い、鼎談内容を高知新聞に掲載。(新聞掲載日:令和4.2.23) - 歯周病予防啓発リーフレットを20,000部作成し関係機関に配布。(令和5年度) - 歯科健診を啓発するCMを制作・放送。(令和3～令和5年度放送数:132本) - 事業所で歯周病保健指導を実施。(令和4～令和5年度:35回)
47	データヘルス計画に基づく保健事業の実施	- 市町村は、データヘルス計画及び個別の保健事業計画に基づきPDCAサイクルによって効果検証を行いながら、特定健診の受診率の向上や糖尿病の重症化予防など、より効果的・効率的な保健事業を実施する。また、データヘルス計画の改訂に際しては、評価結果を踏まえ内容を見直す。 - 県は、市町村の計画及び実施に対し、保健事業支援・評価委員会を通じて助言を行うとともに、保険者協議会と連携し、効果的な事例の共有などの支援を行う。	29市町村で中間評価を実施。(うち、24市町村が評価結果を踏まえ、内容の見直しを実施。) - 県は、保険者協議会において市町村の保健事業の実施状況を紹介し、事例の共有を行うとともに、保健事業支援・評価委員会を通じて助言を行った。
47	その他の医療費の適正化の取組		
47	後発医薬品の使用促進	① 県が行う取組 - 医療関係者等に対する使用促進のためのセミナーの開催 - 県民への啓発(リーフレット等による啓発、啓発資材の作成と配布等) - 医療機関及び薬局への後発医薬品使用の働きかけ - 高知県後発医薬品安心使用促進協議会における使用促進策等の協議及び保険者協議会と連携した取組 - 地域の中核病院等の採用後発医薬品リストの公開 ② 市町村が行う取組 (ア) 後発医薬品差額通知の対象者拡充 - 後発医薬品差額通知を全年齢の被保険者を対象に実施 - 後発医薬品差額通知対象医薬品等の見直しによる後発医薬品差額通知の送付率の向上 (イ) 後発医薬品希望カードの配布 - 被保険者が、医師や薬剤師等に後発医薬品を希望しやすいよう、全被保険者を対象とした後発医薬品希望カードの配布 (ウ) 市町村立医療機関への後発医薬品使用促進の働きかけ - 国保直営診療所などの市町村立医療機関へ後発医薬品の使用促進の働きかけ	- 使用割合は、令和元年9月診療分71.7%から令和5年9月診療分79.2%に上昇した。 - 県では、平成30年9月以降、ジェネリック医薬品の差額通知対象者の一部に対し、県の服薬サポーターによる電話勧奨を実施している。 - 県民向けに、新聞広告やリーフレット等による啓発を実施した。 - 医療関係者等に対する使用促進のためのセミナーの開催や地域の中核病院等の採用後発医薬品リストの公開、保険薬局を対象にジェネリック医薬品の使用率を示した資料を提供することにより、後発医薬品の積極的な使用を要請した。 - 市町村では、全市町村でジェネリック医薬品の差額通知(全年齢対象、毎月送付)を実施するとともに、後発医薬品希望カードの配布も引き続き行った。 - 保険者協議会において、各保険者に積極的な利用の呼びかけを行った。

第2期運営方針の取組結果(第6章③)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
48	重複頻回受診、重複服薬者に対する取組	・県は、医薬品の適正使用を促すことを目的として、対象者に対し服薬情報を通知する。 ○通知基準 年齢:65歳以上、薬剤種類数:6種類以上、医療機関数:2医療機関以上、処方日数:14日以上 ・市町村は、レセプトデータ等を活用し、重複頻回受診者及び重複服薬者の抽出を行い、適正受診、適正服薬の指導に取り組むとともに、医薬品の適正使用を盛り込んだ重複頻回受診・重複投薬の是正に向けた被保険者への啓発に取り組む。	・平成30年10月以降、県が重複・多剤の対象者に通知を送付し、通知対象者の一部に対し県の服薬サポーターが直接電話勧奨を行っている。(令和5年度:通知10,195件・架電917件(うち勧奨149件)) ・国保連合会から全市町村に対し、服薬情報通知書送付者リストを送付している。 ・市町村は、レセプトデータ等を活用し、重複頻回受診者及び重複服薬者の抽出を行い、適正受診、適正服薬の指導に取り組んだ。
48	医療費通知の取組	・全市町村で、医療費通知に関する厚生労働省の通知に基づき、以下の内容を表示した医療費通知に取り組む。 ○表示内容 医療費の額(10割又は被保険者が支払った医療費の額)、受診年月、1年分の医療費、医療機関名、入院・通院・歯科・薬局の別及び日数、柔道整復療養費	・全市町村で実施している。

第2期運営方針の取組結果(第7章①)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
49	第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項		
49	共同事業実施	・医療費通知、後発医薬品の差額通知及び被保険者証等の印刷や国保のしおり等の被保険者への啓発用冊子の作成などについて、引続き共同で実施する。	・市町村と国保連合会により共同で実施した。
49	保険料(税)減免基準の統一	・保険料(税)の減免基準が市町村間で統一されていないことから、県内市町村の減免基準の統一に向けて取り組む。	・保険料水準統一の議論を進める中で、減免基準の統一について検討している。
49	出産育児一時金・葬祭費の支給額	・葬祭費については、現状では3万円から5万円の幅があることから、格差を縮小するよう取り組む。	・出産育児一時金については、全市町村において、政令で定められた限度額(50万円)となっている。 ・葬祭費については、以下のとおり市町村によって3万円から5万円の幅がある。(令和2年4月1日時点) 5万円: 4市町村 4万円: 3市町村 3万円: 27市町村 保険料水準統一に伴って、令和12年度までに全ての市町村で同額(3万円)とする予定。
49	申請書等の様式の統一	・可能なものについては、県内市町村が統一した様式となるよう、市町村事務処理システムの様式を参考に、統一化に取り組む。 なお、統一する様式については、今後市町村と協議を行う。	・資格作業部会における市町村との協議の結果、令和7年度以降、各市町村における市町村事務処理標準システムの導入状況を踏まえて検討することとした。
49	研修会の実施	・県及び国保連合会で実施している市町村向けの研修会については、国保事務の適正化等を進めるために、内容等の充実を図りながら引き続き実施する。	・新任者研修会、事務担当職員研修会、国保運営協議会委員研修会、診療報酬改定に係る研修会(2年に1度)、国保及び後期に係るレセプト点検・調査事務研修会を実施し、国の制度改正等について周知するとともに、適宜、保険料(税)減免基準の統一等、本県独自の取組の状況や方向性について認識の共有を図った。
50	市町村事務処理標準システムの導入の検討	・今後自庁システムの更新時などに標準システムの導入について検討を行うにあたり、県は、標準システムの導入に対する国の動向について情報提供を行う等、導入に向けた支援を行う。	・国民健康保険中央会主催の説明会資料を各市町村に共有する等の情報提供等を行った。

第2期運営方針の取組結果(第7章②)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
50	被保険者証と高齢受給者証の一体化の検討	・県は、市町村と協議を行い、一体化に向けた検討を行う。 - また、検討にあたっては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認により、被保険者証と高齢受給者証に関する情報が把握できるようになることから、マイナンバーカードの普及状況や医療機関等のカードリーダーの配置状況を踏まえて、検討を行う。	・令和5年度から、全市町村で被保険者証と高齢受給者証を一体化した被保険者証兼高齢受給者証の交付を開始し、70歳以上75歳未満の被保険者の利便性の向上を図った。
50	マイナンバーカードの被保険者証としての利用に伴う取得促進について	・県においても関係課と連携して、マイナンバーカード利用のメリットを周知することにより、市町村におけるマイナンバーカードの取得促進への支援を行っていく。	・マイナ保険証のメリットについて、国から提供されたリーフレット等を市町村と共有した。

第2期運営方針の取組結果(第8章)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
51	第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項		
51	国保データベース(KDB)システム等情報基盤の活用	・県は、国保データベース(KDB)システム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。	・市町村との事務打合せにおいて、KDBの活用状況の確認と、積極的な利用を要請した。 ・国保連合会において、KDBの操作研修を実施。 ・第3期市町村国保データヘルス計画策定にあたり、委託事業によりKDBを活用した市町村毎の健康課題の抽出を行った。
51	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組	・市町村は、保健、医療、介護、福祉の部署と連携し、次のような取組を行うことにより地域包括ケアシステムの構築の推進を図る。 ①地域包括ケアの構築に向けた保健、医療、介護、福祉、住まいなど庁内の部局横断的な議論の場への国保部局の参画 ②地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画 ③KDB・レセプトデータを活用した健康事業、介護予防、生活支援の対象となる被保険者の抽出 ④個々の国保被保険者に対する保健活動、保健事業の実施状況について、地域の保健、医療、介護、福祉サービス関係者との情報共有の仕組みづくり ⑤国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる住民主体の地域活動への国保部局としての支援の実施 ⑥国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施 ⑦後期高齢者医療制度及び介護保険制度と連携した保健事業の実施	・市町村との事務打合せにおいて、地域包括ケアシステムに関する庁内の動向の把握と、国保部局の参画を要請した。 ・各市町村において、健康教室の開催や特定健診をはじめとする各種健診の実施と受診勧奨による地域活動への支援を実施した。 ・地域包括支援センターの運営委員会に国保部局として参画した。

第2期運営方針の取組結果(第9章)

運営方針 ページ	項目	運営方針の記載内容	取組結果
53	第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項		
53	PDCAサイクルの実施	・県は、高知県国民健康保険運営方針に基づき、市町村が実施する事業の継続的な改善に向けたPDCAサイクルの取組について指導・助言を行う。	・各種調査や市町村との事務打合せ等の機会を活用し、状況の把握や指導・助言を行った。
53	高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会における意見交換等	・「高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会」を引き続き設置し、関係者間の意見交換や協議を行う。 ・国保連合会とも協力し、ブロックごとの市町村との意見交換会を定期的に開催し、全市町村の意見の国保運営への反映に努めます。	・関係者間の意見交換を継続的に実施した。 令和3年度:運営検討協議会1回、幹事会7回(書面開催含む)、作業部会4回 令和4年度:運営検討協議会1回、幹事会9回、作業部会13回 令和5年度:運営検討協議会2回(書面開催)、幹事会7回、作業部会8回 ・このほか、各ブロック会への参加や意見照会を随時実施した。
53	高知県国民健康保険運営方針の見直し	・高知県国民健康保険運営方針は、3年ごとに検証して見直しを行います。検証等に当たっては、県及び市町村、国保連合会が十分協議を行い相互の合意形成を図ります。	・第2期運営方針の検証に当たっては、令和5年3月開催の国保運営協議会において取組状況の報告と、意見を伺った。 ・見直し作業においては、運営検討協議会の幹事会において、第2期運営方針を見直した第3期運営方針案について、意見照会を実施した。また、同会議において市町村及び国保連合会と見直し内容に係る協議を実施し、相互の合意形成を図った。